

○平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三②の規定に基づき登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案			現 行		
第1 無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領			第1 無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 無線設備等			3 無線設備等		
一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)			一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)		
二 電気的特性			二 電気的特性		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1～3 (略)	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	(略)
4 占有周波数帯幅	1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9 <b>又は第49条の6の10</b> に規定する陸上移動局であって、 <b>設備規則第49条の6の9</b> 第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。 2 無線設備の通常の利用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。	許容値を超えるときは、「不可」とする。	4 占有周波数帯幅	1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、 <b>同条第1項第1号へ</b> に規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。 2 無線設備の通常の利用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
5 空中線電力	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9 <b>又は第49条の6の10</b> に規定する陸上移動局であつて、 <b>設備規則第49条の6の9</b> 第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつ	許容値を超えるときは、「不可」とする。	5 空中線電力	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、 <b>同条第1項第1号へ</b> に規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複	許容値を超えるときは、「不可」とする。

	ては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごとに、無変調の状態 で動作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 2～8 (略)	
6 隣接 チャンネル 漏えい電力	1 全ての周波数(設備規則第49条の6の9、 <b>第49条の6の10</b> 、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごとに、その値を測定する。ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 2 測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に 輻射される電力の比を測定する。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
7～11 (略)	(略)	(略)

注1～注3 (略)

三 総合試験  
(略)

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領  
(略)

	数の搬送波の周波数) ごとに、無変調の状態 で動作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 2～8 (略)	
6 隣接 チャンネル 漏えい電力	1 全ての周波数(設備規則第49条の6の9、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごとに、その値を測定する。ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 2 測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に 輻射される電力の比を測定する。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
7～11 (略)	(略)	(略)

注1～注3 (略)

三 総合試験  
(略)

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領  
(略)